

がんばろう SANJO 飲食店等サポート応援金 Q&A

Q1 がんばろう SANJO 飲食店等サポート応援金はどのような応援金ですか。

A1 新型コロナウイルス感染症の広がりにより業績が依然として低迷している事業者に対して、事業継続を下支えするために創設した応援金になります。
4月まで実施していた、事業継続等支援補助金とは違う制度になります。

Q2 対象者は誰になりますか。

A2 市内に店舗を有する正社員 20 人未満（パート・アルバイト・役員を除く）で次のいずれかに該当する業種の店舗を営んでいる事業者です。

ア 飲食店（食堂、レストラン、ラーメン店、スナック・バー、居酒屋等）
ただし、次のものは対象外とする。

（ア）テイクアウトやデリバリー専門店など、飲食スペースを持たない業態

（イ）イートインスペースを有するスーパーやコンビニなど、飲食が主ではない業態

（ウ）移動販売車など、店舗を有しない業態

イ 宿泊業（旅館、ホテル、民宿等）

ウ 道路旅客運送業等（タクシー、ハイヤー、貸切りバス、運転代行業）

※ 上記業種でチェーン店契約等に基づき営業を行っている者は除く。

Q3 複数店舗がある場合、正社員 20 人未満は店舗ごとに人数を数えるのか。

A3 雇用保険適用主ごとに人数を数えます。複数店舗があっても雇用保険適用主が一つの場合、店舗合計の正社員人数となります。

Q4 正社員 20 人にはパート、アルバイトは含まれるのか。

A4 役員、パート、アルバイトを含めないで数えてください。

Q5 本社は三条市外にあり、支店が三条市内にある場合は応援金の対象になりますか。

A5 雇用保険適用主ごとに人数を数えたときに正社員 20 人未満であり、三条市内の店舗合計が売上要件等を満たしていれば、三条市内の店舗分のみ応援金の対象となります。

Q6 申請は店舗ごとになりますか。

A6 雇用保険適用主ごとで申請となります。

Q7 対象となる業種はなにになりますか。

A 7 日本標準産業分類に定められている次の業種になります。

中分類 76 飲食店のうち、次の小分類に該当する業種
761 食堂, レストラン (専門料理店を除く)、762 専門料理店、763 そば・うどん店、764 すし店、765 酒場, ビアホール、766 バー, キャバレー, ナイトクラブ、767 喫茶店、769 その他の飲食店
中分類 75 宿泊業のうち、次の小分類に該当する業種
751 旅館, ホテル
中分類 43 道路旅客運送業のうち、次の小分類に該当する業種
432 一般乗用旅客自動車運送業、433 一般貸切旅客自動車運送業
中分類 79 その他の生活関連サービス業のうち、小分類 799 他に分類されない生活関連サービス業のうち、細分類 7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業分類される次の業種
運転代行業

Q 8 飲食を提供していれば該当となりますか。

A 8 Q 7に該当する事業を営んでいる方が対象となります。飲食を取り扱っていても、例として次の方は該当にはなりません。

中分類 76 飲食店のうち、次の小分類に該当する業種
760 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (76 飲食店)
中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業に該当する業種
770 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (77 持ち帰り・配達飲食サービス業)、771 持ち帰り飲食サービス業、772 配達飲食サービス業
中分類 58 飲食料品小売業に該当する業種
580 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (58 飲食料品小売業)、581 各種飲料品小売業、582 野菜・果実小売業、583 食肉小売業、584 鮮魚小売業、585 酒小売業、586 菓子・パン小売業、589 その他の飲食料品小売業

Q 9 自分がどの業種に分類されるか何を見るとわかりますか。

A 9 前々年の確定申告書、個人事業主の開業・廃業等届出書、法人事業概況説明書及び法人設立届出書に記載した職業、事業の概要、事業内容、事業の目的等を参考にしてください。

Q10 店舗は三条市外にあり、倉庫、駐車場が三条市内にある場合、応援金の対象となりますか。

A10 市内に店舗を有していなため、対象外となります。

Q11 支給要件は何になりますか。

A11 次の全ての要件を満たす必要があります。

- 1 三条市内の店舗合計売上高の減少率が次のいずれかに該当している。
 - (1) 令和3年6月から11月のいずれか連続する任意の2か月間の各月売上高が、令和元年の同月比で30%以上減少している。
 - (2) 新規創業により令和3年6月から11月のいずれか連続する任意の2か月と令和元年の同月の比較ができない場合、創業の翌月から申請の前月までの売上高の平均と比較して30%以上減少している。
- 2 申請時点で営業を行っており、今後も事業を継続する意思がある。
- 3 市税に滞納がない又は完納に向けて市役所総務部収納課に納税相談を行っている。

Q12 廃業の予定があるが助成金を受けることができますか。

A12 事業継続を下支えする応援金のため、助成金を受けることはできません。

Q13 売上高の割合の小数点はどのように処理すればよいでしょうか。

A13 小数点以下切捨てしてください。

Q14 新規創業の場合、売上高を比較する月はいつになりますか。

A14 令和3年6月から11月のいずれか連続する任意の2か月間の各月売上高と、創業の翌月から申請の前月までの売上高の平均とを比較します。

例：・令和元年8月に創業

- ・令和3年6月・7月を任意の2か月
- ・令和3年8月に応援金申請

→比較月は令和元年9月～令和3年7月の平均売上高と令和3年6月・7月の売上高各々を比較することになります。

Q15 売上高確認書類について何が必要ですか。

A15 ○共通書類

- ・売上高確認表
 - ・令和3年の任意の2か月の売上高が確認できる売上台帳や月次試算表等の写し
 - ・令和元年の確定申告書の写し
- ※税務署の受付印があるもの又は電子申請の場合は受信通知も添付
※三条市役所窓口で申告をした場合は、税務署発行の納税証明書（その2）及びその内容の申告書の写し
- ア 法人の場合：確定申告書別表一、法人事業概況説明書、令和元年度の比較対象月の売上台帳や月次試算表等の各月の売上高が確認できる書類の写し

イ 個人事業主の場合

(ア) 青色申告の場合：確定申告書第一表、所得税青色申告決算書（1～2項）及び令和元年の比較対象月の売上台帳や月次試算表等の月ごとの売上が確認できる書類の写し

(イ) 白色申告の場合：確定申告書第一表、収支内容書（1から2項）及び売上台帳や月次試算表等の令和元年の1月から12月の月ごとの売上が確認できる書類の写し

○令和元年6月以降に創業された方

開業届や法人設立届などの開業日が分かる書類の写し

Q16 複数店舗を有している場合の売上高の確認は、店舗ごとや店舗合計など、どのように確認しますか。

A16 雇用保険適用主単位で、対象業種となる市内店舗の売上高合計とします。

Q17 確定申告をしていません。どうすればよいでしょうか。

A17 税務署にて確定申告を行ってください。確定申告についてのお問合せは税務署にお問合せください。 三条税務署電話番号：0256-32-6211

Q18 売上台帳をつけていません。どうすればよいでしょうか。

A18 日々のレシート等を整理し月ごとの売上台帳を作成してください。

Q19 開業届を出していません。どうすればよいでしょうか。

A19 税務署に開業届を出してください。 三条税務署電話番号：0256-32-6211

Q20 市税に滞納があるかわかりません。

A20 市役所総務部収納課にお問合せください。 収納課電話番号：0256-34-5531

Q21 市税滞納について完納に向けて徴収担当課に納税相談を行っているとはどういうことですか。

A21 市税滞納について、完納に向けて総務部収納課の担当者と納税相談を行っており、完納に向けての計画を履行していることをいいます。

Q22 店舗賃借料など、何月のものが助成対象経費となりますか。

A22 店舗賃借料助成は賃借月、水道料金等と光熱費は使用月が8月から11月のものが助成対象経費となります。※水道＝検針月＝使用月（前の月と2か月分）

Q23 どのような方法で申請すればよいでしょうか。

A23 三密回避のため、申請書に添付書類を添えて、次の送付先まで郵送にてお送りください。12月28日(火)予定必着でお願いします。

また、送付の際は郵便料金に不足の無いよう、確認のうえ、お送りください。

〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号 三条市経済部商工課 応援金担当 宛

Q24 受付期間はいつになりますか。

A24 令和3年8月6日(金)から12月28日(火)予定必着となります。

Q25 申請書類はどこで入手できますか。

A25 三条市役所ホームページ「がんばろう SANJO 飲食店等サポート応援金」のページからダウンロードしてください。また申請書類は次の場所にもご用意してあります。

- ・三条市役所第二庁舎2階202会議室
- ・栄サービスセンター総合窓口
- ・下田サービスセンター総合窓口

Q26 申請書類を郵送で送ってほしい。

A26 郵便番号、住所、氏名を記載し、140円切手を貼った角二サイズの返信用封筒を送付してください。切手を貼った返信用封筒がない場合は送付できません。

送付先

〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号 三条市経済部商工課 応援金担当 宛

Q27 申請から振込みまでどのくらい時間がかかりますか。

A27 概ね1か月程度となりますが、申請状況によって変わります。振込みの際には、交付決定通知書兼確定通知書をお送りします。ただし、書類が不備の場合、不備が解消されるまで支払はできませんので、不備の連絡があった場合は速やかにご対応をお願いします。

Q28 どのような経費が助成対象経費となりますか。

A28 所得税確定申告又は市民税・県民税申告に経費計上している、事業用の店舗賃借料、上下水道料金、固定資産税等及び光熱費(電気、ガス)が助成対象経費となります。

Q29 がんばろう SANJO 飲食店等サポート応援金交付申請書兼実績報告書の申請者欄には何を記載すればよいでしょうか。

A29 ・個人事業主の場合…郵便番号→事業主住所の郵便番号、所在地→事業主の住所、事業者名→事業主の氏名、代表者氏名→記載なし、電話→事業主の電話

番号（携帯電話をお持ちの方は携帯電話番号をお願いします。）

- ・法人の場合…郵便番号→本店所在地の郵便番号、所在地→法人本社所在地、事業者名→法人名、代表者名→代表取締役等の役職及び氏名、電話番号→担当者の電話番号

Q30 申請書や誓約書に押印は必要ですか。

A30 必要ありません。

Q31 店舗兼住宅であり、経費が事業用と家庭用に跨っている場合、助成対象経費はどのように記載すればよいでしょうか。

A31 助成対象経費の額に確定申告の事業割合を乗じた額を記載してください。

Q32 店舗賃借料には何が該当しますか。

A32 店舗として営業するための土地、家屋を借り上げるための経費になります。お客様用駐車場の借上代金も該当となります。

Q33 従業員用駐車場の賃借料は助成対象経費となりますか。

A33 従業員の方から駐車料金を徴収している場合は対象とはなりません。

Q34 応援金の申請事業主と賃貸借契約書の契約者が異なっている場合も店舗賃借料助成の助成対象経費となりますか。

A34 店舗賃借料の助成対象経費とはなりません。

Q35 賃借料の減額を受けていますが、助成対象経費の額は幾らになりますか。

A35 減額後の賃借料の額が助成対象経費となります。

Q36 賃借物件の一部を人に貸しており、賃借料を受けている場合、助成対象経費の額は幾らになりますか。

A36 申請者が貸主に支払っている賃借料から、一部を貸している借主から支払われる賃借料の金額を控除した額が助成対象経費となります。

Q37 共益費、管理費、消費税は助成対象経費に含まれますか。

A37 助成対象経費となります。

Q38 店舗賃借料助成の申請には何が必要ですか。

A38 次の書類を提出してください。

- ・様式第1号 がんばろう SANJO 飲食店等サポート応援金交付申請書兼実績報告書、売上高確認表、助成対象経費計算書

- ・売上高確認表の添付書類
- ・令和3年6月から11月の店舗賃借料について、借主、貸主、支払金額が分かる書類
 - ※口座引落やカード引落の場合は引落口座の名義が分かる書類も付けてください。
 - ※支払先の記載が個人氏名のみで賃借料の支払いが判断できない場合は、賃貸借契約書の写しを添付してください。
- ・店舗の外観・内観の全体（1枚で全体が分からない場合は複数枚の写真）が分かる写真
- ・営業に必要な許可・免許の写し
- ・誓約書

Q39 水道料金等助成の申請には何が必要ですか。

A39 次の書類を提出してください。

- ・様式第1号 がんばろう SANJO 飲食店等サポート応援金交付申請書兼実績報告書、売上高確認表、助成対象経費計算書
 - ※助成対象経費計算書の2水道料金等助成の欄に水栓番号等を記載してください。
- ・売上高確認表の添付書類
- ・店舗の外観・内観の全体（1枚で全体が分からない場合は複数枚の写真）が分かる写真
- ・営業に必要な許可・免許の写し
- ・誓約書

Q40 検針のお知らせや領収証書等が見つからなく、水栓番号がわかりません。

A40 水道お客様センターにお問合せください。 フリーダイヤル：0120-25-0015

Q41 店舗はテナントのため、ビルのオーナーにテナント使用分の水道代金を支払っているため、水栓番号がありません。

A41 請求者（ビルのオーナー）、店舗名、使用月、支払金額が分かる書類を水道料金等助成の申請書類に追加で提出してください。

Q42 応援金の申請事業主と契約者、支払者が異なっている場合も水道料金等助成の助成対象経費となりますか。

A42 水道料金等については、申請事業主と契約者、支払者が異なっても助成対象経費となります。

Q43 固定資産税等額助成の申請には何が必要ですか。

A43 次の書類を提出してください。

- ・様式第1号 がんばろう SANJO 飲食店等サポート応援金交付申請書兼実績報告書、売上高確認表、助成対象経費計算書
- ・売上高確認表の添付書類
- ・令和3年度 固定資産税納税通知書の写し
- ・令和3年度 固定資産税課税明細書の写し
- ・店舗の外観・内観の全体（1枚で全体が分からない場合は複数枚の写真）が分かる写真
- ・営業に必要な許可・免許の写し
- ・誓約書

Q44 応援金の申請事業主と納税義務者が異なっている場合も固定資産税等額助成の助成対象経費となりますか。

A44 固定資産税等額の助成対象経費とはなりません。

Q45 共有名義の固定資産は固定資産税等額助成の対象経費となりますか。

A45 申請事業主分のみが対象となります。市で共有の按分率を適用し助成額を計算します。

Q46 光熱費にはなにが該当しますか。

A46 電気、ガスが該当します。また、それに準ずるもので基本料金がかかるものになります。電気、ガス以外のものについては商工課応援金担当にご相談ください。

Q47 応援金の申請事業主と契約者、支払者が異なっている場合も光熱費助成の助成対象経費となりますか。

A47 光熱費についても、申請事業主と契約者、支払者が異なっても助成対象経費となります。

Q48 電気料金をポイントで支払ったが助成対象経費となりますか。

A48 ポイントで支払いをした料金については、支払いが困難な光熱費に対し助成する趣旨の応援金においては、ポイント消費により現金の支払いが発生していないものと解されるため、助成対象経費なりません。

Q49 光熱費助成の申請には何が必要ですか。

A49 次の書類を提出してください。

- ・様式第1号 がんばろう SANJO 飲食店等サポート応援金交付申請書兼実績報告書、売上高確認表、助成対象経費計算書
- ・売上高確認表の添付書類

- ・契約者名、契約先会社、使用月、支払額、支払日が分かる書類の写し
(領収書、引落通帳の写し、カート利用明細等。一書類で分からない場合は複数書類をご用意ください。)
- ・店舗の外観・内観の全体（1枚で全体が分からない場合は複数枚の写真）が分かる写真
- ・営業に必要な許可・免許の写し

Q50 電気料金を口座引落にしており、通帳には支払先の電力会社名の記載がない。支払先の電力会社が記載されている別の書類が追加で必要ですか。

A50 電気、ガスについては、引落先口座の通帳に、支払先の会社名の記載がなくても、電気料金、ガス料金との記載があれば、別の書類を追加でつけてもらう必要はありません。その場合は、支払額の脇の余白部分に支払先の会社名を記載してください。

Q51 営業に必要な許可・免許とは何になりますか。

A51 飲食店営業許可（飲食店営業、喫茶店営業）、旅館業営業許可、一般乗用旅客自動車運送事業許可などになります。

R3. 8. 10 追加

Q52 申請は、毎月提出する必要があるようですが、8月分から11月分をまとめて申請は可能でしょうか。

A52 毎月申請して頂いても、8月分から11月分をまとめて申請して頂いてもどちらでも構いません。

Q53 店舗賃借料、固定資産税等相当額は支払い終わってから申請が必要ですか。

A53 店舗賃借料助成、固定資産税等相当額は、支払内容が分かる書類があれば、支払額に変更がない限り、8月から11月分を助成します。支払額に変更があった場合は、返還や追給による追加の申請が必要となりますので必ず御連絡ください。

Q54 売上高確認表や店舗写真等は申請のたびに提出が必要ですか。

A54 売上高確認表及び添付書類、店舗写真、許可・免許については、一度交付決定を受けている方であれば、再度提出する際は必要ありません。

交付申請書兼実績報告書、誓約書、助成対象経費計算書及びその支払い内容が分かる添付書類を提出してください。

R3. 8. 26 追加

Q55 固定資産税の納税通知書や課税明細書が見当たりません。

A55 市役所税務課にて公課証明書（1件 300円）を取得し添付してください。

Q56 確定申告に関する書類（申告書、青色申告決算書、収支内訳書など）の控えが見当たりません。

A56 税務署にて開示請求の手続き（1件 300円）をして申告書の控えを再発行して添付してください。 三条税務署電話番号：0256-32-6211